

別紙第2号書式

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

基本的事項

1 団体の概要

団体名	津野町	国調人口(H17.10.1現在)	6,862
構成団体名		職員数(H19.4.1現在)	93

注1 団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.16 (H18年度)	標準財政規模(百万円)	3,120(H18年度)
実質公債費比率(%)	15.7%(H19年度)	地方債現在高(百万円)	8,734(H18年度)
経常収支比率(%)	79.9%(H18年度)	うち普通会計債現在高(百万円)	7,229(H18年度)
実質収支比率(%)	2.7%(H18年度)	うち公営企業債現在高(百万円)	1,505(H18年度)
		積立金現在高(百万円)	2,504(H18年度)

注 平成17年度(又は平成18年度)の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。
 なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを採用するものとする(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 該当なし
〔合併期日：平成17年2月1日〕〔総務大臣告示日：平成16年8月13日〕 葉山村及び東津野村の合併後のまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上、地域の均衡ある発展を目指すとともに新しい町としての一体性の確立を速やかに図るものとする。なお、新しい町におけるまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新しい町(津野町)において策定する基本構想や基本計画に委ねるものとし、この計画を尊重して策定するもの。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
 3 にしを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	津野町行財政健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度(5年間)
既存計画との関係	津野町行政改革大綱 津野町集中改革プラン
公表の方法等	公表の方法：掲示板への告示及びホームページ 議会説明済
基本方針	三位一体の改革や社会経済情勢が変化していくなか、津野町建設計画及び津野町総合振興計画に位置づけられた施策の着実な推進や、住民サービスの水準を維持していくためにも、合併効果を最大限に活かし、人件費や公債費等の経常的経費の削減に努めるとともに、将来の財政運営に十分配慮した財政健全化計画とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。